

平成24年度第3回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成25年2月19日（火）午前10時から午前11時15分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長	植木 英治（高松大学経営学部教授，香川大学名誉教授）
委員長代理	佃 昌道（学校法人 四国高松学園理事長）
委員	紀伊 雅敦（香川大学工学部准教授）
〃	藤本 英子（弁護士）
※欠席委員	柴田 潤子（香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授）所用により欠席

(2) 市側出席者

好井財政局次長（契約監理課長事務取扱），金本都市整備局次長（建築課長事務取扱），藤本教育局次長（総務課長事務取扱），藤井教育局次長（文化財課長事務取扱），土居上下水道局次長（下水道施設課長事務取扱），河合技術検査室長，滝井財務管理課財産契約室長，市原財務管理課財産契約室主幹，高尾住宅課長，野田浄水課長，森田契約監理課長補佐ほか

4 会議の概要

(1) 報告

ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

(ア) 工事等の発注状況について

平成24年9月から12月までの工事および建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 52件，公募型指名競争入札 115件，指名競争入札 1件，
随意契約 24件，随意契約（緊急工事） 3件

合計 195件 約77億1,247万円

建設コンサルタント業務など

公募型指名競争入札 8件，随意契約 14件

合計 22件 約1億2,746万円

(イ) 指名停止の状況について

平成24年9月から12月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 6社

(2) 審議（抽出事案について）

平成24年9月から12月までの市発注工事のうち、委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、以下の5件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

ア 山田中学校改築工事	一般競争入札	建築一式工事
イ 浅野浄水場急速系浄水施設築造工事	一般競争入札	水道施設工事
ウ 四番丁小学校跡施設東棟改修に伴う設備工事	公募型指名競争入札	管工事
エ 郷東ポンプ場シーケンスコントローラ取替工事	随意契約	電気工事
オ 上之町B団地建替工事实施設設計業務委託	公募型指名競争入札	建築関係建設コンサルタント業務

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 平成25年6月

5 質疑応答（要旨）

質 問	回 答
<p>[山田中学校改築工事]</p> <p>・本案件は、総合評価落札方式簡易型Aタイプが適用されたが、「施行計画」は、どのような項目を評価したのか。</p>	<p>・「施工計画」中、評価項目「施工上の課題への対応の的確性」では、「コンクリート施工における生コン車の配車計画および打込みについて」および「各棟（屋内運動場、校舎、部室棟）および仮グラウンドの整備に係る工程管理」について、評価項目「安全対策に関し配慮すべき事項への適切性」では、「安全巡視」、「監視員・誘導員」および「交通対策」について、また、評価項目「周辺環境対策に関し配慮すべき事項への適切性」では、「騒音振動対策」および「水質汚濁対策」について提出を求め、それぞれ各応札者から提</p>

<p>・特に「施工計画」に係る評価結果については、業者の技術水準を高める観点等からも、積極的にフィードバックすべきと思うが、どのように対応しているのか。</p> <p>・本案件は、税込み予定価格が35億円を超える超大型案件であるにもかかわらず、応札したJVは3者に止まっている。市において、公表の段階で応札が見込まれる市内企業数は、どのように想定していたのか。</p> <p>[浅野浄水場急速系浄水施設築造工事]</p> <p>・本案件についても、応札JVが3者で、うち1者が、失格基準価格を下回ったことから失格となり、結果として、2JVの競争となっているが、より多くの業者に参加してもらい、競争性を確保すべきではなかったか。</p> <p>・失格基準価格を下回り、『失格』となったJVがあるが、失格基準価格率の設定に問題は無かったのか。</p>	<p>出された施工計画を審査し、評価基準に基づき評価したものである。</p> <p>・評価結果については、応札者から申し出があった場合、個別に評価結果を開示するとともに、評価の内容等について、説明を行っている。</p> <p>・本市では、工事品質と競争性の確保を念頭に、これらが充たされる場合には、可能な限り、市内に本社・本店を有する「市内企業」へ優先発注することを基本方針としている。</p> <p>本案件については、入札参加条件として設定した「求める施工実績」を有し、JVの代表者と成り得る市内企業は4者ないし5者見込めたことから、「市内企業限定」で発注したものであるが、結果として3JVの応札に止まったものである。</p> <p>・本案件については、市内企業のみでは競争性が確保できないことから、JVの代表者には準市内企業の参入を可としたものである。事前に施工実績等を調査した結果、JVの代表者としては20者以上が、また、代表者以外の構成員としては、代表者と成り得る者を除き、10者以上が見込まれていたが、結果として3JVの応札に止まったものであり、その理由は定かでない。</p> <p>・失格基準価格率の算出方法については、本市ホームページ等で公表しており、また、設計図書等に基づき適切に積算を行えば、失格基準価格の算出は可能であり、特に問題は無いものと考えている。</p>
---	---

<p>[四番丁小学校跡施設東棟改修に伴う設備工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、公募型指名競争入札案件であることから、予定価格を事後公表としているが、一方で、「求める施工実績」は、通常の場合、予定価格の概ね2分の1を設定しているのであれば、応札者は予定価格を類推できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、予定価格を事後公表としている公募型指名競争入札案件についても、「求める施工実績」を踏まえ、ある程度の幅で予定価格は類推できるものである。 ・なお、本市では、業者に対し適切な積算に基づく応札を促す観点等から、過去、1万円単位としていた「求める施工実績」を、平成22年9月から、100万円単位での概数表示に改めている。
<p>[郷東ポンプ場シーケンスコントローラ取替工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、施設の老朽化による工事が増加すると予想されるが、今後の取組の考え方を教えて欲しい。 ・当案件では3回目の見積徴取で決定しているが、見積金額の下げ幅が僅かである。見積金額と予定価格との差について、見積時に市側から示唆するという事はないか。 ・本案件のように特定企業でなければ適正な施工が担保できない工事の見積徴取において、予定価格に達せずに、指名業者が、途中で辞退する場合はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機器診断結果や耐用年数等により策定した長寿命化計画に基づき、施設全体についての更新を行うのか、あるいは部分的に修繕するのか等を総合的に判断して手法を決定し、計画的に維持管理を行うこととしている。 ・本案件を含め、金額を示唆することは決して無い。結果として、1回の見積徴取で成立する場合もあるし、複数回に及ぶ場合もある。 ・本案件と同種の理由により1者随契とした見積徴取において、予定価格に達せず辞退した事案は、これまで無かったものと認識しているが、通常の見積徴取においては、辞退の申出により『中止』となった事案はある。

<p>[上之町B団地建替工事实施設計業務委託]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む市営住宅の建替えは、どのような計画で行っているのか。 ・本案件については、一度、入札に付したものの、応札者が1者だったため、「中止」としているが、当初の見込みはどうであったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年3月に策定した『高松市市営住宅長寿命化計画』に基づき、団地別・住棟別活用手法において、「建替え」「統合建替え」として位置付けた団地・住棟について、総合的なストック活用の方針を踏まえ、適切な整備水準の確保、高齢化対応、効率的な整備・管理に配慮しながら整備することとしている。 ・当初の入札においては、応札可能な市内の建築コンサルタント業者が、少なくとも5者確認できたことから、「市内企業限定」で入札に付したものであるが、応募が1者のみに止まったことから、これを『中止』とし、入札参加条件として、企業の住所要件を除外する見直しを行った上で入札に付し、落札決定が得られたものである。
---	---